

「土壤汚染対策法の自主申請活用の手引き」の公表について



The Knights

環境省は、土地の管理をしている方、土地の開発や売買を考えられている方等に、土壤汚染対策法に規定する“自主的な区域指定の申請”をより有効に活用していただく観点から、「土壤汚染対策法の自主申請活用の手引き」として取りまとめ、公表しました。

改正土壤汚染対策法は平成22年4月に施行され、同法第14条の規定に基づいて土地の所有者等が自主的に形質変更時要届出区域等の指定の申請ができるようになりました。

環境省では、土地の開発や売買などを考えている方に、この制度をより有効に活用していただくことを目的として、“自主申請のメリット”や留意点、当該制度の活用ケースを整理し、この手引きの中で紹介しています。

この手引きは、環境省のホームページから全文をダウンロードすることが可能となっています。
<http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

当社では、土壤汚染調査や土壤の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2011年7月8日付 環境省ホームページ

土壤環境箇所 明石康伸